三重県立特別支援学校北勢きらら学園学則

(名称)

第1条 この学校は、三重県立特別支援学校北勢きらら学園(以下「きらら学園」という。)という。

(目的)

第2条 きらら学園は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条の規定に基づき、肢体不 自由のある児童生徒に対して、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施し、あわせ てその障がいを克服するために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

(設置する部・科)

第3条 きらら学園三重県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定めるところにより小学 部、中学部、高等部普通科を置く。

(修業年限)

第4条 修業年限は、次のとおりとする。

小学部 6年中学部 3年

高等部 3年

(教育課程)

第5条 きらら学園の教育課程については、国が定める学習指導要領の基準により校長が定める。

(入学資格)

第6条 1 きらら学園に入学することのできる者は、原則として、保護者の住所が桑名市、四日市市、三重郡、桑名郡にある者で、次に該当し学校教育法施行令 (平成25年 政令第244号一部改正)第22条の3に定めるものとする。

小学部 年齢満6歳以上の者。

中学部 年齢

高等部 年齢満15歳以上の者で、中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認めた者

2 学校教育法第57条に規定する者

(入学定員)

第7条 きらら学園の高等部の入学定員は、教育委員会が別に定める。

(学年)

第8条 きらら学園の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 きらら学園の学期は、学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第10条 きらら学園の休業日は、次のとおりとする。

- 1 国民の祝日に関する法律(平成元年2月1日法律第5号)に規定する日
- 2 土曜日・日曜日
- 3 学年始休業日
- 4 夏季休業日
- 5 冬季休業日
- 6 学年末休業日
- 7 校長が特に必要と認める日
- 8 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める日
- 9 当該休業日の合計日数は70日以内とし、前年度末までに、教育委員会に届けること

(入学志願の手続)

第11条 きらら学園高等部に入学しようとする者は、第1号様式の入学願書を校長に提出しなければならない。

(入学選考)

第12条 前条の規定により、高等部に入学を志願した者については、教育委員会が別に定める方法 により、入学者を選考する。

(入学手続)

第13条 前条の規定により、高等部に入学を許可された者は、第2号様式の誓約書及び住民票の抄本を校長の指定した期日までに、校長に提出しなければならない。

(入学許可)

第14条 きらら学園高等部への入学は、校長が許可する。

(保護者及び保証人)

- 第15条 1 きらら学園の生徒の保護者は、その親権を行う者又は未成年後見人とする。ただしや むを得ない場合は、成年者であって一家の生計を営む者をもって、これにかえること ができる。
 - 2 保護者が遠隔地に居住するとき、又は、その他特別の事情のあるときは、学校所在地 又はその附近に居住する成年者であって一家の生計を営む者を保証人とし、第3号様 式の保証人届を校長に提出しなければならない。

(転学及び退学)

- 第16条 1 きらら学園高等部を転学しようとする者は、その理由を詳記した保護者連署による転 学願いを校長に提出しなければならない。
 - 2 きらら学園の高等部に在学するものが退学しようとするときは、その理由を詳記した 保護者連署による退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 きらら学園高等部を休学中の者が、その理由の消滅したときは、校長の許可を受けて復学 することができる。

(復校)

第18条 校長は、きらら学園の高等部を退学した者が、再入学を希望するときは、その理由により、 選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

(休学)

第19条 1 校長は、きらら学園高等部に在学する者が、引き続き90日以上欠席する見込みの者に対し、1年以内の期間において休学を許可することができる。

2 休学の期間が1年に達し、なお出校できないときは、退学願の提出がなくとも退学と する。ただし、校長が必要と認めるときはその期間を延長することができる。

(卒業の認定及び卒業証書)

第20条 校長は、高等部の全教育課程を修了したと認められる者には、卒業を認定し、第4号様式の卒業証書を授与しなければならない。

(表彰及び懲戒)

- 第21条 1 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒を表彰することができる。
 - 2 校長及び教員は、学校教育法第11条及び学校教育施行規則第13条の定めるところ により、教育上必要があると認めるときは生徒に懲戒を加えることができる。

附則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日改正)

(平成27年4月1日改正)

(平成29年4月1日改正)